平成２８年（フ）第１３８号
神戸市中央区北長狭通４丁目４番12号エンゼルマリン元町603
債務者　和田　　勇
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７号
兵庫県川辺郡猪名川町北野字上畑66番地の１
債務者　平原　昌代
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２号
佐賀市末広１丁目５番12号
債務者　Ｋｉｎｅこと　今泉　　功
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
茨城県潮来市日の出７丁目８番地４
債務者　増田　宏行
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１０号
茨城県鹿嶋市大字平井20番地108
債務者　中島キナリーこと　ＮＡＫＡＪＩＭＡ　ＫＩＮＡＲＥＥ
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３４号
長野県上伊那郡飯島町飯島2172番地３
債務者　林　　幸一
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４６号
熊本県菊池郡大津町大字室609番地１　リヴィエール203号、前住所熊本県菊池郡大津町大字大津1408番地　鍛冶の上２－４－２
債務者　木下真由美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６９号
熊本県合志市須屋120番地４　レピュートカトレア101号
債務者　杉山　和恵
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９０号
川崎市宮前区野川185番地　ビューハイツ野川　402、前住所川崎市宮前区野川3305番地　ソレイユ・ルヴァンⅢ　103
債務者　清水　政子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９１号
川崎市宮前区野川185番地　ビューハイツ野川　402、前住所川崎市宮前区野川3305番地　ソレイユ・ルヴァンⅢ　103
債務者　清水　裕之
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９２号
川崎市宮前区野川185番地　ビューハイツ野川　402、前住所川崎市宮前区野川3305番地　ソレイユ・ルヴァンⅢ　103
債務者　清水　由紀
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４４号
川崎市高津区末長１丁目45番10―305号　第３ヒルトップ梶ケ谷
債務者　鈴木　　東
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６８３号
川崎市幸区下平間263番地　宇田川ビル　203
債務者　石田ゆきの（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６８７号
川崎市川崎区台町７番10号　松島ビル　301、前住所川崎市川崎区浜町３丁目１番５―1204号　コスモ川崎スクエア
債務者　菊池喜三郎
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
川崎市幸区北加瀬１丁目34番８号　ＫＫＦハイム　202、前住所茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3317番地250
債務者　村上めぐみ（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
山口市江崎2626番地１　メゾンドＢ203、前住所山口市大内氷上２丁目３番28号　ヴィラージュゆきＣ棟201
債務者　矢野　由紀（旧姓武内）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
山口県防府市大字向島1000番地の５　市住73棟1524号
債務者　阿部　友美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係